

【諮問第 19 号の答申（骨子案）】

諮問第 19 号の答申

港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について（案）

（ 本委員会は、港湾調査（基幹統計）の指定の変更及び港湾調査（基幹統計調査）の変更について審議した結果、下記の結論を得たので答申する。 ）

記

Ⅰ 港湾調査の名称の指定の変更

1 変更の適否

指定を変更して差し支えない。

2 理由

- 基幹統計の名称を「港湾調査」から「港湾統計」に変更
- この指定の変更は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）の趣旨に沿ったものであり、また、港湾調査（基幹統計調査）の結果は、既に「港湾統計」の名称で公表されている実態を踏まえたものであることから、適当

Ⅱ 港湾調査の内容の変更

1 承認の適否

変更を承認して差し支えない。

ただし、以下の「2 理由等」で指摘した事項については、計画を修正することが必要【P】

2 理由等

(1) 調査対象港湾

- 調査対象港湾については、毎月調査対象とする甲種港湾を 172 港から 160 港に、毎年調査対象とする乙種港湾を 642 港から 557 港にそれぞれ変更する計画
- これについては、平成 12 年以降全国的な見直しが行われていない状況下にあつて、近年の貨物取扱実績、港湾の新設、統廃合等を踏まえた措置であり、実態に即した的確な統計の整備に資するものであることから、適当

(2) 報告を求める事項

- 陸上出入貨物調査（平成 19 年以降休止）、上屋・倉庫・貯留場調査（甲種港湾を対象に毎月実施）等については、港湾を取り巻く状況の変化等を踏まえ、報告を求める事項から削除する計画
- これについては、近年、①国際競争力強化の観点から、港湾の量的な整備ではなく、

今ある港湾の高規格化といった質的な整備が求められる状況に変化していること、②物流形態の多様化及び効率化により、港湾地域における上屋、倉庫及び貯留場の重要性が相対的に低下していること、③調査結果の利用が一部の港湾管理者に留まっていること等から、引き続き港湾調査の一部として全国一律にとらえる必要性が乏しくなっているため、適当

- なお、今回削除する事項については、一般統計調査（全国輸出入コンテナ貨物流動調査、内貿ユニットロード貨物流動調査等）又は行政記録情報（倉庫統計季報）においておおむね把握されているところ

(3) 集計事項【P】

- 集計事項については、上記(2)の報告を求める事項の削除に合わせて、関連する集計事項を削除する計画
- これについては、・・・

(4) 電磁的記録の保存期間【P】

- 都道府県知事から提出される集計表を基に作成した集計用電磁的記録については、保存期間を2年間から永年に変更する計画
- これについては、・・・

(5) その他【P】

- 他の基幹統計調査との重複については、・・・
- 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定）との整合性については、・・・

3 今後の課題【P】

- 調査対象港湾の見直しについては、今後、5年程度の周期で定期的に行うことが必要
- ・・・
- ・・・